

DL-TOWN ショッピングサービス
出店者利用規約



目次

1. DL-TOWN ショッピングサービス憲章

2. DL-TOWN ショッピングサービス出店規約

1 章 運用について

2 章 決済について

3. クーポン利用規約

4. 例外リンク規約

5. 本サービスのウェブサイト外における大和リースロゴマーク使用規約

I. DL-TOWN ショッピングサービス憲章

【経営方針】

“事業を通じて人を育て、企業を通じて社会を育てる”

～社会の問題や課題を解決する商品やサービスを提供する～

【人権方針】

“人が集まり誰もが活躍できる企業へ”

大和リースは、人種、国籍、性別・性的指向・性自認、障害の有無、年齢などに関わるあらゆる差別を排除し、多様な人財を受け入れ、誰もが「生きがい」と「働きがい」を両立し、活躍できる企業を目指します。

【環境方針】

“リースを通じて社会に貢献する”

◆行動指針

甲は『共創・共生』の大和ハウスグループの一員として創業以来、高品質な商品とサービスを迅速に提供するという建築の工業化と資源の可能性を最大限に活かすことを基本に事業を展開してきました。これからも事業を通じて地球環境の課題解決に取り組み、健全な状態で次の世代へ引き継いでいくために環境保全活動を次の通り推進します。

地球資源をムダなく繰り返し使用するリースシステムを活かして、資源循環に取り組みます。

建物の省エネ設計・省エネ性能の高い商材の提供に努め、脱炭素社会の実現に貢献します。

適用を受ける法令および要求事項を遵守するに止まらず、さらなる自主基準を制定して社会から信頼される企業であるよう努めます。

都市緑化や再生可能エネルギー事業を次世代の成長事業とし、自然環境保護に積極的に取り組みます。

環境教育を通じて社員一人ひとりが環境の重要性を認識し、創意工夫で環境活動に取り組みます。

【品質方針】

“お客様に信頼と満足の頂ける商品・サービスを提供する”

◆行動指針

顧客要求事項を明確にし、法令・規制要求事項を遵守する。

一、持続可能な発展に向けた統合マネジメントの有効性の継続的改善を図る。

一、品質目標を明確に掲げ、実現に向けたアクションプランを実行する。

一、品質保証体系に基づいた運用を全役職員が理解し実践する。

以上

2025年3月1日制定

2. DL-TOWN ショッピングサービス出店規約

大和リース株式会社(以下、「甲」といいます。)は、モール型 EC サイト「DL-TOWN ショッピングサービス」(以下、「本サービス」といいます。)における出店、商品の情報掲載ならびに販売に関する規約(以下、「本規約」といいます。)を、以下の通り定めます。

1章 運用について

第 1 条(総則)

本規約は、甲本サービスへの出店に関し、甲と出店申込者(以下、「乙」といいます。)との間の契約関係(以下、「本契約」といいます。)を定めるものである。

第 2 条(用語の定義)

本規約における用語の定義は、以下のとおりとする。下記用語の定義は本規約全般に適用される。

- (1)「甲」とは本サービス提供者、決済サービス提供者、決済サービス代理人、事務代行者としての大和リース株式会社をいう
- (2)「本サービス」とはモール型 EC サイトをいう
- (3)「本規約」とは甲が定める本サービスにおける出店・商品情報の掲載ならびに販売に関する規約をいう
- (4)「乙」とは甲に対し、甲所定の方法で本サービスの利用を申し込み、甲の承諾を得て、甲との間で本契約を締結した者をいう
- (5)「本契約」とは甲乙にて締結する契約のことをいう
- (6)「営業日」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日および法令等により日本において銀行が休業することが認められ、または休業することが義務づけられている日、以外の日をいう
- (7)「ガイドライン等」とは、甲が本サービスに関して本規約に付随して定めるガイドラインおよびこれに準ずる利用案内文書等を総称していう
- (8)「管理画面」とは、甲が乙専用のウェブサイト等において提供する届出事項の設定、変更等の手続その他乙による本サービスの利用に必要な操作を行うための機能をいう
- (9)「管理画面 ID 等」とは、甲が乙または各取扱店舗を識別するために、乙が甲所定の方法で設定する番号および記号であり、管理画面を利用するにあたって必要となるものを総称していう
- (10)「乙代理事項」とは、以下各号に定める事項をいう。
 - ①決済サービス提供者との間の決済サービス契約の締結
 - ②決済手続の実行の依頼および完了通知の取得
 - ③決済サービス提供者に対する決済金額情報の伝達その他の売上請求事務
 - ④決済サービス提供者から乙に対する連絡等の代理受領
 - ⑤乙から決済サービス提供者への届け出等の取次ぎ
 - ⑥その他甲と乙との間で合意し、決済サービス提供者が承認した事項
- (11)「管理責任者」とは、本サービス利用にあたっての乙の責任者をいう

- (12)「決済サービス」とは、決済サービス提供者が提供するものであって、決済サービス特約に規定する決済手段を個別にまたは総称していう
- (13)「決済サービス加盟店契約」とは、各決済サービスについて、決済サービス提供者および決済サービス代理人との間で締結される決済サービス毎の取扱いを定めた契約をいう
- (14)「決済サービス代理人」とは、決済サービス毎に乙を代理または代表して、決済サービス提供者との間で決済サービス契約を締結する者をいい、甲を総称していう
- (15)「決済サービス提供者」とは、決済サービスの提供者(決済サービスの提供者に代わり決済金を支払う者を含む。)をいう
- (16)「決済サービス特約」とは、決済サービスごとに甲が定める別紙の特約をいい、本規約に付随する特約をいう
- (17)「決済手続」とは、顧客が対象取引の代金決済のために本サービスのうち特定の決済サービスを選択した場合において、本規約、決済サービス特約、決済サービス加盟店契約および利用規約等に従って行われる当該対象取引に係る一連の決済手続をいう
- (18)「コンテンツ」とは、乙が顧客に提供する一切の情報をいう
- (19)「サーバ」とは、甲が管理するサーバをいう
- (20)「事務代行者」とは、決済サービスごとに決済サービス加盟店契約に基づく事務の全部または一部を乙に代わって代行する者をいい、甲を総称していう
- (21)「出店契約」とは、本サービスの出店に関し、乙および甲との間で締結される出店申込をいう
- (22)「対象取引」とは、本サービスの利用の対象となる取扱商品等に係る売買契約、その他一切の取引をいう
- (23)「取扱商品等」とは、対象取引に基づき、乙が顧客に販売または提供する物品をいう
- (24)「取扱店舗」とは、本サービスを利用して乙が取扱商品等を顧客に対して販売するモール上の店舗をいう
- (25)「パスワード」とは、乙が設定する番号および記号(パスワード)をいい、管理画面を利用するにあたって必要となるものをいう
- (26)「配送伝票」とは、取扱商品等の発送について記録された運送会社の荷受伝票その他運送の受託を証明する文書または電磁的記録をいう
- (27)「モール」とは、甲がインターネット上で運営するショッピングモール「DL-TOWN」をいう
- (28)「決済金」とは、顧客が乙の取扱商品等の支払いに決済サービスを利用した場合において、当該決済サービスに係る決済サービス契約および本契約に基づき、決済サービス提供者から当該取扱商品等を販売または提供した取引代金(送料等を含む。)相当額として乙に支払われる金銭をいう
- (29)「利用規約等」とは、決済サービス提供者が顧客との間で当該決済サービスに関して定めた規約等をいう
- (30)「顧客」とは、乙の取扱商品等を注文し、本サービスを利用して決済を行おうとする個人または法人をいう
- (31)「顧客情報」とは、顧客の氏名(商号)、住所(所在地)、電話番号、メールアドレス、性別、年齢、在学先・勤務先の名称・住所その他の属性に関する情報および対象取引における購入履歴その他本サービスの利用に関する情報をいう

第 2 条(出店の申込)

1.乙は、本サービスにおいて物品の販売(以下、「販売等」といいます。)を行うこと(以下、「出店」といいます。)を希望する場合、甲所定の方法により申込を行わなければならない。

2.甲は、前項の申込を承諾した場合、乙に対し、甲が管理するサーバ内の乙の出店用のページ（以下、「出店ページ」といいます。）、販売等に必要となる甲所定の本サービスの枠組みおよびデータベースシステム、および出店ページを構成するソフトウェアを、乙が本規約および甲乙間で適用される他の規約、ガイドラインその他の合意事項（以下、あわせて「本規約等」といいます。）に従って使用することを許諾する。

3.甲は、前項のホームページの枠組み、データベースシステムおよびソフトウェアについて、甲の判断により自由にその仕様を変更し、バージョンアップをすることができる。

第 3 条（届出事項）

1.乙は、第 2 条の申込に際し、以下の事項およびそれらを証明する資料を甲が指定する方法で甲に届け出るものとし、以下の事項に変更がある場合または甲が必要と判断した場合にも同様とする。届出がなかったことによる損害は乙の負担とする。

- (1) 商号（屋号）、代表者名および住所または所在地
- (2) 業態・業種および取扱商品等
- (3) 取扱店舗の名称、所在地およびウェブサイトの URL
- (4) 出店についての責任者の氏名、電子メールアドレスおよび電話番号
- (5) 振込先銀行口座情報
- (6) その他甲、決済サービスの提供者または決済サービス代理人が指定する事項

2.甲は、前項の申込みを受け付けた場合には、速やかに当該申込みを行った者を審査し、その諾否を通知する。なお、申込みを行った者は、甲の審査に先立って、決済サービス提供者または決済サービス代理人による加盟店審査が行われることを承諾する。

3.第 1 項の申込みを行った者は、次の各号のいずれかに該当する場合、甲が第 1 項に基づく本サービスの申込みを承諾しない場合があることおよび審査の過程が明らかにされないことを、あらかじめ承諾する。

- (1) 当該申込みを行った者が虚偽の申告をした場合
- (2) 当該申込みを行った者の顧客との取引の遂行につき、または技術上の問題があると甲が判断した場合
- (3) その他、与信等の観点から本サービスの取扱いにつき不適当と甲が判断した場合

4.乙は、届出事項に変更が生じた場合には、直ちに変更後の情報を甲に届け出るものとし、届出事項のうち、業態・業種、取扱商品等その他本サービスおよび決済サービスの利用に影響があると甲、決済サービス提供者または決済サービス代理人が判断した事項に変更が生じた場合には、甲、決済サービス提供者または決済サービス代理人による加盟店審査が改めて行われる場合があることを承諾する。乙は、再審査の結果、加盟店として不適切と判断された場合には、本サービスの全部または一部が利用できなくなることをあらかじめ承諾する。

5.甲が第 1 項により届出のあった乙の住所に書面を郵送した場合には、乙の受領拒絶・不在その他の事情で書面が到達しなかった場合または配達が遅延した場合でも、通常到達する時期に到達したものとみなす。

6.甲が第 1 項により届出のあった乙の管理責任者の電子メールアドレス（以下、「届出メールアドレス」といいます。）に電子メールを送信した場合には、当該電子メールは乙が受信した時点または甲による送信後 24 時間の経過のいずれか早い時点に到達したものとみなす。

7.甲が乙に対し、甲のサーバ内の甲所定のページに連絡事項を掲示した旨を届出メールアドレス宛に電子メールにより通知した場合、乙は、速やかに当該連絡事項の確認をしなければならず、乙による確認または当該電子メールが前項により到達したとみなされた時点から 24 時間の経過のいずれか早い時点に当該連絡事項は乙

に到達したものとみなす。

第 4 条(権利の譲渡等)

- 1.乙は、甲が事前に承諾した場合を除き、本サービスに出店する権利その他本契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、担保差入その他形態を問わず処分することはできない。
- 2.乙は前項にかかわらず、自己の事業の一部または全部を第三者に譲渡、承継(以下、「譲渡等」といいます。)する場合、当該譲渡等の予定日および譲渡等の相手方について、当該譲渡等の予定日の 2 ヶ月前までに甲に対してこれを届け出なければならない。
- 3.前項の承諾の手続については、甲が別途定める所定の方法によるものとし、甲所定の出店審査を再度受ける必要がある。

第 5 条(出店ページの開設)

- 1.甲は、加盟店になろうとする者に承諾の通知を行った場合には、当該申込者を出店者として登録するとともに、出店ページにアクセスするために必要となる ID および仮パスワード(以下、「管理画面 ID 等」といいます。)を発行する(出店ページの開設日を以下、「アカウント発行日」といいます。)
- 2.甲は、管理画面、本サービスの運用に必要となる甲所定のデータベースシステムおよび管理画面を構成するソフトウェアを、乙が本規約または甲乙間で適用される他の規約、ガイドライン等その他の合意事項に従って使用することを許諾する。
- 3.乙は、管理画面 ID 等を用いることにより、管理画面にて以下の操作を行うことができる。
 - (1)届出事項の入力および変更
 - (2)注文確認および注文完了メールの送信
 - (3)出荷完了メールの送信
 - (4)その他対象取引の状況確認
 - (5)決済金の引渡金額の確認
 - (6)対象取引の変更、解除または取消、取扱商品等の返品、その他対象取引に関する顧客との間の連絡
 - (7)その他甲が認めた事項

第 6 条(乙による機器等の準備)

- 1.乙は、第 5 条に基づき、申込みに対する甲の承諾を取得した場合には、甲の指示に従って、本サービスを取扱うために必要な機器や接続環境などを、自らの費用と責任で整えるものとする。
- 2.乙は、本契約の有効期間中、自らの費用と責任をもって、前項の環境を維持しなければならない。

第 7 条(管理責任者)

- 1.乙は、本契約に基づく出店および販売等をおこなうに際して、以下の義務を負う。
 - (1)管理責任者および出店ページを利用した販売等に関与する者に対し、本サービスに関するシステムおよびその利用方法を十分理解させること
 - (2)管理責任者に甲からのサポート等の連絡に利用するメールボックスを管理させること
- 2.乙は、管理責任者を変更する際には、変更後の管理責任者の氏名を直ちに甲に対して通知するとともに、パス

ワードの変更手続をしなければならない。

第 8 条(コンテンツの表示)

1.乙は、出店ページ上に、甲の定める規格に従い、販売する商品(以下、「取扱商品等」といいます。)についての情報等(以下、「コンテンツ」といいます。)をアカウント発行日から合理的期間内に制作する。

2.乙は、コンテンツについて常に最新の情報を掲載するよう定期的に更新を行うものとする。

3.甲は、乙が作成したコンテンツがふさわしくないと判断した場合には、その内容および表示を変更するよう求めることができ、乙はこれに従うものとする。

4.甲は、第 1 項の規定に基づき乙の制作したコンテンツにつき審査をおこなうものとし、そのコンテンツがふさわしいと認めた場合には、当該コンテンツを利用した出店を許可し、その旨を乙に通知するとともに、当該出店ページを本サービス上に公開する。乙は当該通知を受領したときから、当該出店ページを利用して販売等をおこなうことができる。

5.乙は、コンテンツの表示にあたり、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 本契約に定める内容に反する表示をしないこと

(2) わいせつ、グロテスクその他一般人が不快感を覚える表示をしないこと

(3) 顧客の判断に錯誤を与えるおそれのある表示をしないこと

(4) 取扱商品等に特定商取引に関する法律が適用されるか否かにかかわらず、同法および同法施行規則により表示を義務付けられた事項について表示すること

(5) 割賦販売法、資金決済に関する法律、不当景品および不当表示防止法、著作権法、商標法ならびにそれらに関連する法律、その他関係法令に違反しないこと

(6) 前号の他、以下の事項について表示すること

①乙の商号、屋号または名称、住所または所在地、電話番号および電子メールアドレス

②代表者および管理責任者の氏名ならびに連絡方法

③営業時間、定休日等

④取扱商品等についての問い合わせおよび苦情は乙宛に行うべきこと

⑤その他甲または決済サービス提供者もしくは決済サービス代理人所定の事項

6.乙は、出店後、第 4 項その他本規約等により認められる範囲内で、出店ページ上のコンテンツを改訂し、表示することができる。

7.乙が出店ページに登録可能な商品数に関して特段定めはないものとする。

第 9 条(提供する商品)

1.乙は、本サービスを利用するにあたり、甲に対し、以下の事項を遵守することを保証し、誓約する。

(1) 取扱商品等は、甲所定の方法により乙が甲に届け出て甲が承認したものに限りこと

(2) 乙の提示する販売条件、商品説明等の表示内容と異なることのない、瑕疵のない取扱商品等の販売、提供を行うこと

(3) 取扱商品等に関する受注、配送、問い合わせへの対応その他のアフターサービスの体制が整っており、かつかかる体制につき本契約の有効期間中を通じて維持すること

(4) 取扱商品等の販売、提供対象は、日本国内に居住する者に限られること

(5) 販売等を行うにあたり、監督官庁その他の機関の許認可を得、または届出を行わなければならない取扱商品等を取り扱う場合には、甲にあらかじめそれらの手続を経ていることを証明する書類等を提出し承認を得ること

2. 乙の取扱商品等について、乙以外の第三者が著作権、商標権、意匠権、実用新案権、特許権その他の権利を有する場合は、事前に当該第三者から当該権利を甲および乙が使用することについて許諾を受けなければならない。第三者からこれらの権利に基づく請求を受けた場合には、乙が全責任をもってそれに対応し、当該請求を受けたことに伴い必要となる顧客に対する対応の一切を行うものとする。

第 10 条(差別待遇の禁止等)

1. 乙は、本サービスを選択して対象取引の申込みを行った顧客に対し、正当な理由なく当該申込みを拒絶したり、他の決済サービスによる支払を要求したり、他の決済サービスと異なる取引代金を請求する等、本サービスを選択して対象取引の申込みを行った顧客に不利になる差別的取り扱いや、本サービスの利用の妨げとなる措置を採ってはならないものとする。

第 11 条(取扱商品等の販売または提供後の対応)

1. 本サービスを利用した対象取引に関し、乙は、顧客との間に生じた取扱商品等の瑕疵、欠陥その他取引上の一切の問題については、乙と顧客間で当該問題を解決することとする。なお、乙と顧客の間に生じた当該問題について、甲、決済サービス提供者、決済サービス代理人および事務代行者は、一切の責任を負わないものとする。

2. 顧客からの取扱商品等についての苦情、返品または交換の請求、契約解除の請求、販売方法または表示等についての指摘、アフターサービス等に関しては、乙が全責任をもって速やかに対応にあたるものとし、甲、決済サービス提供者、決済サービス代理人および事務代行者にその対応を求めないものとする。

第 12 条(法定書面の交付)

1. 乙は、法令上必要な場合には、以下のいずれかの方法により、顧客に対し、商品名、数量、取引代金額、送料、税額、代金支払方法その他法令に定められた事項(以下、「法定記載事項」といいます。)を記載した書面または電磁的記録(電磁的記録については、法令上許容されている場合に限る。)を提供しなければならない。

(1) 取扱商品等の発送時に書面を同封する方法

(2) 電磁的記録により提供する方法

2. 乙は、前項第 2 号の方法による場合を選択した場合であっても、顧客が電磁的記録による提供を拒んだ場合には、乙自ら、法定記載事項の記載された書面を顧客に対して交付しなければならないことをあらかじめ承諾する。

第 13 条(記録の保管)

1. 乙は、顧客から送信させたデータ、顧客との通信および取引処理経過ならびに顧客からの商品の発送を証する証憑(発送伝票を含むがこれに限らない。)その他関係書類またはデータを自己の責任のもと 7 年間保管し、甲の要請があるときはいつでもこれを提示するものとする。

第 14 条(販売方法)

1. 乙は、出店ページを閲覧した者から商品等の注文・問い合わせ等その他出店ページの利用があった場合には、その者との間で、商品等の送付、代金の決済その他販売に必要な手続きを直接行う。
2. 乙は、顧客との代金決済については、甲が別途定める「本規約 2 章 決済について」の定めに従うものとする。
3. 乙は、顧客に対し、取引の当事者は乙と顧客であり、販売等に伴う権利・義務は乙と当該顧客との間で発生することを明確に表示する。
4. 乙は、販売等をおこなうにあたり、特定商取引に関する法律、割賦販売法、不当景品および不当表示防止法、その他関係法令を遵守する。
5. 乙は、顧客との間で、商品等の不着、到着遅延、瑕疵その他の紛争が生じた場合、またはコンテンツに関し第三者との間で著作権、商標権等の知的財産権もしくは人格権等に関する紛争が生じた場合には、全て乙の責任と負担において解決するものとする。また、甲が顧客その他の第三者に損害賠償等の支払を余儀なくされた場合には、乙はその全額を甲に支払うとともに、その解決のために要した弁護士費用その他一切の諸経費を甲に支払う。
6. 甲は、乙と顧客その他の第三者との間の紛争について、乙の同意を得ることなく、当該顧客または第三者に対し当該紛争に関する情報提供その他の援助をおこなうことができる。

第 15 条(注文確認)

1. 乙は、顧客からの対象取引の申し込みについて、内容を確認の上、管理画面の手続に従って、顧客に対し、当該対象取引の申込みを受け付ける旨の確認(以下、「注文確認」といいます。)の連絡を行うものとする。
2. 前項に基づく注文確認の連絡をもって、乙と顧客との間で対象取引が成立するものとする。
3. 乙は、顧客より申込みを受付けたときは、当該申込みを行った者が顧客本人であることを善良なる管理者の注意義務をもって確認しなければならない。

第 16 条(不正検知)

1. 決済サービス提供者は、サーバにて顧客からの対象取引の申込みを受け付けた場合には、当該対象取引に係る決済サービスの利用に関し、その利用状況に照らしてクレジットカードその他の決済手段に不正利用の疑いがないかの確認(以下「不正検知」といいます。)を決済サービス提供者所定の方法により行うものとする。
2. 乙は、前項に基づく不正検知の結果、当該対象取引および決済サービスに不正利用の疑いがあると決済サービス提供者が判断した場合には、当該対象取引が当然に解除または不成立となることをあらかじめ承諾するものとする。乙は、当該解除または不成立となった対象取引について一切の責任を負い、甲、決済サービス提供者に対してその支払を求めることはできないものとする。
3. 本条に基づく不正検知は、決済サービス提供者が乙に対して対象取引および決済サービスの不正利用を未然に防止、遮断することを何ら約束、保証するものではなく、決済サービス提供者は、不正検知の内容および結果の如何を問わず、対象取引または決済サービスの不正利用によって生じた一切の責任を負わないものとする。

第 17 条(決済手続の実行の依頼等)

1. 甲は、乙が第 15 条に基づき対象取引の注文確認を行った場合には、甲が別途定める方法により、乙を代理して、決済サービス提供者に対して、決済手続実行の依頼を行うものとする。各決済サービスの決済手続実行の依頼および決済手続の実行方法については、決済サービス特約に従って行われるものとする。

第 18 条(注文確定通知および発送完了報告)

- 1.乙は、決済サービス特約に基づき決済手続の実行が完了した対象取引について、第 16 条第 1 項に基づく不正検知の結果、不正利用と判断しなかった場合には、管理画面の手続に従って、取扱商品等の注文確定通知を行うものとする。
- 2.前項の規定にかかわらず、乙は、対象取引の取消または変更が行われた場合その他決済サービス特約およびガイドライン等に定める場合には、既に行った注文確定通知が取り消され、変更等が行われた後の対象取引について決済手続の完了を経て新たに注文確定通知が行われる場合があることをあらかじめ承諾する。この場合、変更等が行われた後の対象取引に係る注文確定通知をもって前項の注文確定通知として取り扱うこととする。
- 3.乙は、取扱商品等の注文を受けた場合には、顧客から注文を受けた取扱商品等を、予定された発送日(以下、「発送日」といいます。)までに、顧客の指定した送付先に発送し、または甲および決済サービス提供者が認めた方法により提供するものとする。なお、乙は、甲が別途指定する場合を除き、顧客が取扱商品等の送付先として郵便局内私書箱、私設私書箱等、取扱商品等の受領確認が不明確となるおそれのあるものを指定した場合には、当該送付先に取扱商品等を発送しないものとし、当該顧客に取扱商品等の発送ができない旨の連絡をするものとする。
- 4.乙は、取扱商品等の発送または提供を予定された発送日までに行うことができない場合、またはその遅延が発生した場合には、速やかに顧客に対して発送時期を書面その他甲の指定する方法にて通知するものとする。
- 5.甲は、乙が注文確定通知を受けた場合であって、予定された発送日が到来し、かつ、乙が管理画面の手続に従って出荷完了メールを送付した時点で、乙から、当該取扱商品等の発送が完了した旨の報告(以下、「発送完了報告」といいます。)を受けたものとして取り扱う。

第 19 条(決済確定)

- 1.甲は、前条に基づき、乙から発送完了報告を受け付けた場合には、当該受付日の翌営業日までに、当該発送完了報告が行われた対象取引に係る取引代金の金額を確定(以下、「決済確定」といいます。)させるものとし、第 22 条に基づき、当該決済確定が行われた対象取引に係る決済金を乙に対して引き渡すものとする。
- 2.乙が発送完了報告を行わない限り、甲は、第 22 条に基づく決済金の引渡義務を一切負わないものとする。

第 20 条(対象取引の取消および変更等)

- 1.乙は、甲が乙に対して取扱商品等の注文確定通知を行うまでの間および甲が別途ガイドライン等にて定める場合に限り、顧客が当該取扱商品等を目的物とする対象取引を一方的に解除または取消を行うことができることをあらかじめ承諾するものとする。
- 2.前項に定める場合のほか、乙は、対象取引の成立後も、別途ガイドライン等にて定められる取消期間内に限り、顧客との合意により、当該対象取引を解除または取り消すことができるものとする。
- 3.前 2 項の規定にかかわらず、(α)顧客からの対象取引の申込みがあった日(同日を含む。)から起算して甲が別途ガイドライン等にて定める所定の期間が経過したにもかかわらず、乙による注文確認もしくは発送完了報告が行われない場合または(b)甲が決済サービス提供者に対して決済手続実行の依頼を行った日(同日を含む。)から起算して甲が別途ガイドライン等にて定める所定の期間が経過したにもかかわらず、決済手続が完了しな

かった場合には、甲は、当該対象取引を乙および顧客の承諾なくしてこれを解除または取り消すことができるものとし、乙は、あらかじめこれを承諾する。乙は、当該解除または不成立となった対象取引について一切の責任を負い、甲、決済サービス提供者、決済サービス代理人および事務代行者に対してその支払を求めることはできないものとする。

4.第1項および第2項に基づき対象取引を解除または取り消す場合には、乙は、以下の各号の事項(以下、「キャンセル事項」といいます。)につき、当該対象取引の相手方である顧客との間で取決めを行うものとし、管理画面の手続に従って、処理するものとする。

- (1) 取扱商品等の返品 of 要否、返品送料の顧客負担の有無および返品送料(もしあれば)の金額の確認
- (2) 対象取引に係る取引代金の返還 of 要否、振込手数料の顧客負担の有無および返還金額(もしあれば)
- (3) キャンセル料(ただし、対象取引に係る取引代金を上限額とする。以下同じ。)の顧客負担の有無およびキャンセル料(もしあれば)の金額

5.甲は、乙から当該キャンセル事項の報告を受けた場合または第3項に基づき対象取引が解除もしくは取り消された場合には、顧客に代わって、乙が返還すべき対象取引に係る取引代金相当額(第6項に基づき乙の取引代金の返還債務と取扱商品等の返品送料、取引代金返還の振込手数料、およびキャンセル料に係る顧客の債務が相殺された場合には、当該相殺後の残額(もしあれば))を決済金の中から控除する方法(決済金の中から控除することができない場合には、別途乙に請求し、支払いを受ける方法により受領の上、当該取引代金相当額の金銭を、顧客に対して振込送金またはキャッシュを付与する方法により返還するものとし、乙は、あらかじめこれを承諾するものとする。なお、甲は、キャンセル事項の報告内容の正確性を確認する義務を負わない。

6.乙は、甲が乙に代わって第4項に定める取扱商品等の返品送料、取引代金返還の振込手数料およびキャンセル料を代理受領するための権限を甲に対して付与するものとする。

7.乙は、第4項第2号に定める乙の対象取引に係る取引代金の返還債務と、第4項第1号から第3号に定める取扱商品等の返品送料、取引代金返還の振込手数料およびキャンセル料に係る顧客の支払債務が対当額で当然に相殺されることをあらかじめ承諾する。

8.乙は、対象取引の成立後も、あらかじめ顧客の承諾を得たうえで、取扱商品等の取引代金を変更することができる。この場合、当該変更が行われる時期および変更の内容によっては、別途ガイドライン等の定めに従って、(a)当該変更前の対象取引に関して行われた注文確定通知または決済確定が取り消され、変更後の対象取引について決済手続が完了するまで注文確定通知または決済確定がなされないこと、

(b)また、当該変更前の対象取引に関して支払われた決済金の全部または一部を甲、決済サービス提供者または決済サービス代理人に対して返還しなければならないこと(第22条に基づき甲が当該乙に対して決済金の引渡義務を負担している場合には、当該決済金の中から控除すること)を、乙は、あらかじめ承諾する。

9.前各項に定める場合のほか、本サービスによる決済後、乙と顧客との間で精算の必要が生じた場合、本条、本規約およびガイドライン等に別途定める場合を除き、乙と顧客との間で直接現金によって精算を行うものとする。

第21条(決済サービスの変更)

1.乙は、決済サービス特約に定める場合のほか、甲が乙に対して取扱商品等の注文確定通知を行うまでの間に限り、顧客が当該取扱商品等を目的物とする対象取引の決済手段として選択した決済サービスの全部または一部を一方的に変更できることを、あらかじめ承諾するものとする。

2.前項のほか、乙は、決済サービス加盟店契約または利用規約等が定める制限による場合、または、決済サービ

スの変更を行わざるを得ない特段の事情が生じた場合には、甲が、乙および顧客の承諾なくして、(α)顧客が対象取引の決済手段として選択した決済サービスの全部または一部を変更できること、および(b)変更後の決済サービスについては、甲があらかじめ定める決済手段(ただし、当該決済手段が複数ある場合には、顧客が選択した決済手段)に限定されることをあらかじめ承諾する。

3.前 2 項に基づき決済サービスが変更された場合には、甲は、当該変更後の決済サービスについて、第 17 条に基づき決済手続実行の依頼を行うものとし、当該決済手続実行の依頼および決済手続の実行については、決済サービス特約に従って行われるものとする。

第 22 条(決済金の引渡し)

1. 甲は、第 17 条に基づき決済確定が行われた対象取引に係る決済金を、次の通り、引渡期日までに乙に対して引き渡す。なお、甲の故意または過失によらずして決済金の金額の合計額が算出できなかった場合には、甲は乙に対してその算定のために必要な協力を求めることができるものとし、乙はその求めに応じなければならないものとする。

支払の対象となる決済金	引渡期日
当月 1 日から当月末日までに決済確定がなされた対象取引に係る決済金	翌月 15 日

2.前項の定めにかかわらず、乙は、(α)前項に基づく決済金の引渡義務の内容が、決済サービス代理人または事務代行者としての甲が決済金を乙に代わって受領の上、これを乙に対して引き渡す債務であること、(b)前項に基づく決済金の引渡義務が、甲が当該決済金を決済サービス提供者、決済サービス代理人または事務代行者から受領したことを条件に発生すること、(c)したがって、甲が決済サービス提供者、決済サービス代理人または事務代行者から決済金を受領しない限り、前項に基づく決済金の引渡義務を負うものではないことを、あらかじめ異議なく了承する。

3.第 1 項に基づく決済金の引渡しに関し、決済金の引渡期日が金融機関の休業日に当たる場合には、その翌営業日を引渡期日とする。

4.乙は、本条に基づき支払われる決済金について、乙が申込み時に指定した乙名義の銀行口座への振込みをもって受領するものとする。この場合の振込手数料は、甲の負担とする。

5.乙は、決済サービス代理人または事務代行者が決済金を代理受領する前に、当該決済サービス代理人または事務代行者が乙から付与された決済金の代理受領権限を喪失した場合であっても、決済サービス提供者から当該決済サービス代理人または事務代行者に対する決済金の支払がなされるまでに、決済サービス代理人または事務代行者が当該決済サービス提供者に対して代理受領権限を喪失した旨を通知しない限り、当該決済サービス提供者が決済サービス代理人または事務代行者に決済金の支払を行うことにより当該決済金を弁済したとみなされ免責されることを、あらかじめ異議なく承諾する。

第 23 条(決済金引渡義務の免責)

1. 甲は、以下に該当する事由(以下、「支払免責事由」といいます。)があると甲が認めた場合および決済サービス特約に別途定める場合には、乙に対して第 22 条第 1 項に基づき決済金を引き渡す義務を負わないものとする。また、甲が乙に対して既に決済金を引き渡している場合には、乙は、甲に対し、当該決済金の全額を直ちに返還するものとする。

(1) 決済サービス利用時に入力された顧客の暗証番号その他決済サービス提供者もしくは決済サービス代理

人所定の本人認証手段を第三者が不正に使用した場合

- (2) 決済サービスの利用に関し、偽造、変造、不正作出または不正使用またはその疑いのある場合
- (3) 対象取引に関する契約が解除、解約、取消、無効事由の存在その他の理由により消滅した場合
- (4) 発送完了報告に虚偽または不正があった場合
- (5) 決済手続の実行の依頼に関する行為に不備があった場合
- (6) 乙が本契約に定める関係書類またはデータ等の提出に応じない場合
- (7) 決済サービス提供者、決済サービス代理人もしくは甲または乙が顧客より当該対象取引に係る取引代金の支払拒絶、支払留保等の申出を受けた場合
- (8) 本契約、決済サービス加盟店契約または甲、決済サービス提供者もしくは決済サービス代理人が定めるところに違反して対象取引が行われたことが判明した場合
- (9) 顧客以外の者を、当該顧客と誤認して対象取引を行った場合
- (10) 決済サービスについて顧客が承認する利用規約等に違反して決済サービスが利用された場合
- (11) 本契約に基づく記録の保管を乙が行っていない場合
- (12) その他決済サービス加盟店契約に基づき決済サービス提供者もしくは決済サービス代理人が決済金の引渡しを拒絶または留保できることが定められている場合

2. 甲は、対象取引に関して、甲が調査の必要があると認めた場合または前項各号の事由に該当する疑いがあると認めた場合には、その調査が完了するまで決済金の引渡しを留保することができ、乙は、かかる留保をあらかじめ承諾し、何ら異議を述べないものとする。この場合、甲は、利息および遅延損害金を支払う義務を負わない。

3. 第 1 項に基づき、甲が乙に対して既に支払った決済金の返還を求めることができる場合には、甲は、乙に対する次回以降の決済金から当該返還を求める金額に相当する金額を差し引くことができるものとする。

4. 乙は、支払免責事由に該当する対象取引について、決済サービス加盟店契約に基づき、決済サービス提供者が決済サービスの実行を取り消し、または乙への決済金の支払を留保することができることを異議なく承諾する。この場合、決済サービス提供者は、利息および遅延損害金を支払う義務を負わない。

5. 乙は、前項に基づき、決済サービス提供者が決済サービスの実行を取り消した場合、または決済金の支払を留保した場合には、甲が乙に対して当該取消または支払留保の対象となった対象取引に係る決済金の引渡しについて何らの義務も負わないことをあらかじめ承諾する。

第 24 条（著作権等）

1. 出店ページに掲載する著作物およびデータベースシステムに登録する著作物については、甲が制作したものは甲が、乙が制作したものは乙が、それぞれ著作権を有する。

2. 乙は、乙以外の第三者が著作権を有する著作物を出店ページに掲載またはデータベースシステムに登録する場合、事前に当該第三者から次に掲げる内容の許諾を受けなければならない。

(1) 乙が利用・改変すること

(2) 甲が次項に定める範囲で利用・改変すること

(3) 出店ページを閲覧した者その他甲が認める第三者が本条第 4 項に定める範囲で利用・改変すること

(4) 甲が認める第三者が本条第 5 項に定める範囲で利用・改変すること

3. 乙は、甲に対し、前二項の乙または第三者の著作物およびコンテンツ（以下、「乙または第三者の著作物等」といいます。）について、甲が乙の店舗、他のサービスのプロモーション、本サービスの OEM 供給等のため、以下

に定める媒体において、必要な範囲において本サービス内または提携サイトからのハイパーリンク、本サービスの OEM 供給等、甲が妥当と判断する方法により無償で利用・改変することを許諾する。なお、改変した範囲において、乙は、著作権者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。

(1) 甲が運営する WEB サイト、アプリケーション

(2) 甲が管理する SNS アカウント上の投稿

(3) 甲が配信するテレビ CM、新聞・雑誌等の広告

(4) 甲が運営・参加するイベントで配布する印刷物、投影資料

4. 乙は、出店ページを閲覧した者その他甲が認める第三者に対し、乙または第三者の著作物等について、当該第三者が自己の管理する SNS 等の媒体で利用・改変することを無償で許諾する。

5. 乙は、甲または甲が認める第三者に対し、乙または第三者の著作物等について、甲が認める方法により、甲のサービスまたはインターネットサービスの向上に関わる研究・開発の目的で利用・改変することを無償で許諾する。

6. 前三項の規定は、本契約終了後においても引続きその効力を有するものとする。

第 25 条（業務委託）

1. 甲または乙は、自らの責任において業務の全部または一部を第三者に委託することができる。

2. 前項の場合、甲または乙は当該第三者に対し、顧客情報の管理を徹底するとともに本規約等を遵守させるものとし、当該第三者によるいかなる行為に対しても責任を負うものとする。

第 26 条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、甲が提示する契約開始日から 1 年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲または乙の一方から解約の意思表示がない場合は、1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2. 以下の条件を満たす場合には甲が定める手続きにより乙の事由で休業を申し出ることができるものとする。

(1) 1 年間の期間中、3 ヶ月以上の営業を行うこと

(2) 該当期間中においては休業中である旨を乙のページに表示すること

(3) 該当期間中においては第 27 条に定める基本出店料を支払うこと

3. 前項の規定にかかわらず、乙および甲との間の出店契約が終了した場合には、本契約も当然に終了するものとする。

第 27 条（基本出店料）

1. 乙は、甲に対し、基本出店料として月額3,000 円（税別）を当月末締め翌月 15 日に支払うものとする。尚、基本出店料は乙の売上高より相殺にて支払う。尚、休業期間中においては基本出店料として月額 1,500 円（税別）を当月末締め翌月 15 日に支払うものとし、甲より別途請求書を提出するものとする。

2. 1 ヶ月に満たない基本出店料については、その月の日割計算によるものとし、この場合の端数処理については、1 円未満四捨五入によるものとする。

3. 乙は、基本出店料に消費税及び地方消費税を加えた額を支払うものとする。なお、端数処理は 1 円未満切捨てとする。

第 28 条（販売手数料）

1. 乙は、甲に対し、本契約に基づき乙が利用する甲のデータベースシステムの利用料、決済手数料ならび取引の安全性および利便性向上のためのシステム利用料（以下、あわせて「販売手数料」といいます。）として、月間の売上高（以下、「基準売上高」といいます。）に、13%の料率を乗じた金額の合計額を支払う。
2. 基準売上高は、乙が登録した商品等の販売価格（税別）を基準として計算される。
3. 基準売上高は、顧客による商品等の決済日を基準日として、当月 1 日から当月末日までの期間について計算される。
4. 基準売上高は、計算対象となる月の当月末日（以下、「締め日」といいます。）に確定する。乙は、締め日までの間、売上の変更または取消を甲所定の方法によりサーバに登録することができ、乙がこの登録をしたときは、当該変更または取消は基準売上高に反映される。乙は、締め日の翌日以降は、基準売上高を変更することができない。
5. 甲は、乙による前項の変更または取消の内容に疑義がある場合には、乙に対し、必要な説明および資料提供を求めることができる。
6. 月の途中で本契約が終了した場合であっても、基準売上高の締め日は、計算対象となる月の当月末日とする。ただし、この場合、乙は、契約終了日の翌日以降は、基準売上高を変更することができない。
7. 基準売上高は、サーバ上のデータをもとに、甲が算定するものとする。乙は、毎月末日時点において、甲所定の方法により当該月の基準売上高を確認し、その内容に異議がある場合には、甲に対し、当月末日までに、所定の方法によりこれを通知しなければならない。乙がこの通知をせず甲所定の期限が経過した場合には、基準売上高は、甲算定の数値で確定する。
8. 甲は、乙に対し、締め日の翌月 15 日までに、基準売上高により計算された対象月の販売手数料を売上高より相殺する。
9. 乙が出店ページ上でまたは出店ページを端緒とする顧客とのやりとりにおいて、本サービス外での取引を行うよう誘導し、本サービス外での取引を行った場合、乙は、甲に対し、当該取引から生じる売上高についても、販売手数料を支払わなければならないものとする。

第 29 条（出店料等の支払い）

1. 基本出店料、販売手数料、その他本契約に関して乙から甲に支払われる金銭（以下、「出店料等」といいます。）の支払いについて必要となる振込手数料は、乙の負担とする。
2. 乙は、出店料等の支払いを期限までにしない場合、甲に対し、当該期限日から完済日まで年利 14.5%の遅延損害金を支払うものとする。なお、遅延損害金の計算は、年 365 日の日割計算により行うものとする。
3. 乙が甲に対して支払った出店料等は、途中で本契約が終了した場合、その他事由の如何を問わず返還しないものとする。
4. 甲が乙に債務を負担する場合は、甲は乙に対する債権の弁済期の到来の有無を問わず、いつでも当該債権と甲が乙に対して負担する債務とを対当額にて相殺することができる。
5. 前項に規定する相殺権を行使するため、債権金額の確定に一定の期間を経過する必要があるときは、当該期間に限り、甲は乙に対する債務の弁済を留保することができるものとし、当該留保期間中、一切の損害金等は発生しないものとする。
6. 出店料等の支払いに関するスケジュール等については本規約末尾「料金体系の説明」に記載の通りとする。

第 30 条(顧客情報)

1. 甲は、顧客の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、性別、年齢、勤務先の名称・住所その他の属性に関する情報(以下、「属性情報」といいます。)および本サービスにおける購入履歴その他の利用に関する情報(以下、「利用情報」といい、属性情報とあわせて「顧客情報」といいます。)の取扱いにつき、顧客から以下の承諾を得る。

(1) 甲および顧客から顧客情報の共有につき許諾を受けた甲は、メールマガジンの送付等、自己の営業のために顧客情報を利用することができる。

(2) 乙は、顧客の属性情報および乙の出店ページにおける利用情報を、本サービスの出店ページ運営のために必要な範囲で利用することができる。

2. 甲は、甲が管理する顧客情報につき、顧客のプライバシー保護および本サービスの信頼性維持の観点から、乙に開示する種類、範囲等について、甲が適当と判断する制限措置を講じることができる。

3. 乙は顧客情報(甲から開示された情報のほか出店ページの運営に関連して乙が直接取得した情報を含む。以下同じ)を、本規約によって認められ、かつ第 1 項により顧客の承諾が得られた範囲に限り、顧客のプライバシーおよび全体の利益に配慮して利用しなければならない。また、乙は、第三者に顧客情報を有償、無償を問わず漏洩・開示・提供その他取り扱わせてはならない。ただし、乙は、決済業務および配送業務を委託している決済業者および配送業者に対して、本条と同等の守秘義務を課した上で、代金決済および商品等の配送に必要な範囲で、顧客情報を開示することができる。

4. 乙は、本契約終了後、甲が書面で特に承諾した場合を除き顧客情報を利用することはできない。また、乙は契約終了にあたって甲の管理下にある顧客情報を抽出してはならない。

5. 乙は、乙が個人情報の保護に関する法律上の個人情報取扱事業者に該当するか否かを問わず、同法に定める個人情報取扱事業者としての義務等を遵守しなければならない。

6. 乙は、顧客情報の漏洩が本サービスの信用を毀損する等、その他本サービス全体に重大な影響を及ぼすおそれがあることを十分認識し、顧客情報の適切な保存および廃棄方法の確立、情報管理責任者の選任、従業員教育の実施等、顧客情報が外部に漏洩しないよう必要な措置をとらなければならない。万一、乙より顧客情報が他に漏洩した場合は、乙は、故意または過失の有無を問わず、これにより甲において生じた一切の損害および費用負担(顧客へのお詫びに要した費用および弁護士費用を含む)を賠償する責に任ずる。

7. 第 4 項ないし前項の規定は、本契約終了後においても引続きその効力を有するものとする。

第 31 条(守秘義務)

1. 甲および乙は、本契約期間中または契約終了後にかかわらず、本契約および本契約に関連して知り得た情報、その他相手方の機密に属すべき一切の事項(以下、「機密情報」といいます。)を第三者に漏洩、開示、提供してはならず、本契約の履行の目的以外に使用してはならない。ただし、以下の各号に該当する場合には、この限りではない。

(1) あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合

(2) 機密情報を受領した時点で、当該機密情報が既に公知の情報であった場合

(3) 機密情報を受領した後に、当該機密情報を受領した当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知の情報となった場合

(4) 機密情報を受領した時点で、守秘義務を負うことなく、既に保有していた情報である場合

(5) 機密情報を受領した後に、守秘義務に服さない第三者から守秘義務を負うことなく適法かつ正当に開示を受けた場合

(6) 法令上の義務または裁判所もしくは行政当局の要請等により、やむを得ず開示する場合

2. 甲は、前項にかかわらず、法令もしくは国の機関等により要請された場合または甲が、甲、顧客、他の出店者もしくは第三者の権利、財産の保護のためもしくは運営のため必要と判断した場合、国の機関等または守秘契約を締結した提携会社に対し、乙に関する個人情報を含めた情報を開示、交換することができる。

3. 甲は、第 1 項にかかわらず、甲の運営もしくは事業運営のため必要と判断した場合、甲のグループ会社に対し、乙に関する個人情報を含めた情報を開示、交換することができる。

4. 本条の規定は、本契約終了後も効力を有するものとする。

第 32 条(対象取引の履歴情報等の利用等)

1. 前条の定めにかかわらず、乙は、甲が本サービスを運営する上で取得した、決済サービスを利用した対象取引の履歴情報等(以下、「履歴情報等」といいます。)が甲、決済サービス提供者、決済サービス代理人または事務代行者に帰属することに同意し、甲、決済サービス提供者、決済サービス代理人および事務代行者が法令上許容される範囲内で、それらの情報を利用することならびに他の事業者等に対してこれらの情報を開示することに同意する。また、乙は、乙が保有する顧客の履歴情報等の顧客に関する情報を含む情報を第三者に提供してはならないものとする。

2. 乙は、甲、決済サービス提供者、決済サービス代理人および事務代行者に対し、決済サービスの不適当な利用の防止および顧客の利用形態の調査等に関する情報提供等について最大限の協力をするものとし、甲、決済サービス提供者、決済サービス代理人および事務代行者が合理的範囲内でかかる調査結果および情報を利用、公表すること、または他の事業者等に対してこれらの情報を開示することに同意する。

第 33 条(禁止事項)

1. 乙は、以下の行為をおこなってはならない。

(1) 法令の定め違反する行為またはそのおそれのある行為

(2) 公序良俗に反する行為

(3) 日本通信販売協会が定める広告に関する自主基準に違反する行為

(4) 消費者を困惑させ、または判断に誤解または錯誤を与えるおそれのある行為

(5) 甲、他の出店者または第三者に対し、財産権(知的財産権を含む)の侵害、名誉・プライバシーの侵害、誹謗中傷、その他の不利益を与える行為またはそのおそれのある行為

(6) 出店許可の前に出店ページを利用した販売等をおこなう行為

(7) 本サービス外の店舗の宣伝、外部 WEB サイトへのハイパーリンク、電話・FAX・電子メールなどを利用したサイト外取引についての優遇措置の表示、その他の方法により顧客を本サービス外の取引に誘引する行為

(8) 本サービスの利用を通じて取得した電子メールアドレスに対し、甲が定める以外の方法により広告・宣伝を内容とする電子メールを配信する行為

(9) 本契約終了後に、本サービスの出店ページ運営に関連し取得したメールアドレスその他の顧客情報を利用する行為(広告・宣伝を内容とする電子メールの配信その他の勧誘を含むが、これに限られない)

(10) 甲と同種または類似の業務をおこなう行為

(11) 甲のサービス業務の運営・維持を妨げる行為

(12) 甲に関し利用する情報を改ざんする行為

(13) 有害なコンピュータプログラム、メール等を送信または書き込む行為

(14) サーバその他甲のコンピュータに不正にアクセスする行為

(15) 甲が別途禁止行為として定める行為

2. 乙は、法令により販売が禁止されている商品等、第三者の権利を侵害するおそれのある商品等、甲が別途販売禁止として乙に通知した商品等またはイメージに合致しないと甲が判断した商品等の販売をすることができない。

第 34 条 (パスワードの管理等)

1. 乙は、第 5 条に基づき甲から発行された仮パスワードについて、乙は自身で任意のパスワードに変更し、第三者に知られないよう管理し、3 ヶ月に 1 度の頻度で甲所定の方法によりパスワードの変更登録をおこなうなど、パスワードの盗用を防止する措置を乙の責任においておこなう。

2. 乙は、コンテンツの送信その他へのアクセスに際しては、甲所定の方法により、ID およびパスワードを入力しなければならない。甲は、コンテンツの送信その他へのアクセスについて、送信された ID およびパスワードがいずれも乙が登録したものである場合には、乙からの送信として取り扱うこととし、不正使用その他の事故等により生じた損害については一切責任を負わない。

第 35 条 (サービスの一時停止)

1. 甲は、あらかじめ乙に通知して本サービスの全部または一部を一時的に停止する場合があります、乙は、これを承諾する。

2. 乙は、本サービスについて以下のいずれかの事由により乙に事前に通知されことなく、その全部または一部が一定期間停止されることがあることをあらかじめ承諾し、本サービスの停止による損害の補償等を甲に請求しないこととする。

(1) 甲のサーバ、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等による場合

(2) コンピュータ、通信回線等の事故、障害による場合

(3) 決済サービスが偽造、変造されたとき、またはその疑いがあるとき

(4) 決済サービスが不正使用されたとき、またはその疑いがあるとき

(5) 甲、顧客その他の第三者の利益を保護するため、甲がやむを得ないと判断した場合

(6) 甲が次条に基づいて本契約の全部または一部を解除した場合

3. 乙は、前二項に定める場合のほか、決済サービス提供者、決済サービス代理人または甲が決済サービス加盟店契約および本契約に基づき、特定の顧客もしくは全ての顧客に対する本サービスの全部もしくは一部の利用を中止し、特定の顧客の本サービスの全部もしくは一部の利用資格を取り消し、または本サービスを全面的に終了することがあることをあらかじめ承諾する。この場合、乙は、本サービスの中止、利用資格の取消、終了による損害の補償等を甲、決済サービス提供者、決済サービス代理人および事務代行者に請求しないこととする。

第 36 条 (出店停止等)

1. 甲は、乙が以下のいずれかの事由に該当する場合には、乙の出店の停止、乙が表示したコンテンツの削除、

出店停止理由の公表その他の必要な措置を取ることができる。この場合、乙は速やかに甲の指示に従い、改善措置をとらなくてはならない。なお、本条の定めは第 38 条に定める甲による本契約の解除・解約を妨げない。

(1) 第 39 条第 1 項に定める事由が生じたとき

(2) 乙の店舗において商品等を購入した顧客から商品等の不着、到着遅延または返金等に関する苦情が頻発したとき

(3) その他甲が消費者保護の観点などから出店停止等の措置が必要と判断したとき

2. 前項に基づき乙が出店停止等の措置を受けている場合であっても、乙は、第 27 条ないし第 28 条に基づく基本出店料、販売手数料の支払義務を負うものとし、また受注済みの商品発送等については履行しなければならないものとする。

第 37 条（免責）

1. 甲は、乙が出店に関して被った損害（サーバまたはソフトウェアの障害・不具合・誤動作、本契約に基づく出店ページの全部または一部の滅失、サービスの全部または一部の停止、乙の出店停止、顧客との取引等によるものを含むが、それらに限られず、またその原因の如何を問わない）について、賠償する責を負わない。

2. 甲は、乙に対する事前の承諾なく、本サービスの仕様等の変更もしくは追加またはサービスの停止もしくは廃止を行うことができる。

3. 甲は、サーバに障害が発生した等の理由により、本サービスにおける乙の店舗運営に支障が生じると甲が判断した場合には、混乱防止のために必要となる措置を取ることができる。

第 38 条（乙による解約）

1. 乙は、本契約期間中は本契約を解約することはできないものとする。

2. 乙は、前項の定めにかかわらず、解約日の 3 ヶ月前までに甲に書面で申し入れ、これを甲が承諾した場合は、本契約を解約することができるものとする。この場合、乙は、解約日までの基本出店料を解約日までに、販売手数料を甲が指定する期日までにそれぞれ支払うものとする。

第 39 条（甲による解除・解約）

1. 甲は、乙が以下のいずれかに該当する場合には、何ら催告することなく直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとする。なお、本項に基づき本契約の全部が解除された場合には、甲は、当該乙との間で締結している出店契約を解除することができるものとする。

(1) 本規約の各条項に違反したとき

(2) 取扱商品等または営業態様が本サービスに相応しくないと甲が判断したとき

(3) 手形または小切手の不渡りが発生したとき

(4) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行または租税滞納処分の申立を受けたとき

(5) 産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始の申立てを受け、または自ら申し立てたとき

(6) 前三号のほか、乙の信用状態に重要な変化を生じたと甲が判断したとき

(7) 解散または営業停止状態となったとき

(8) 甲との連絡がとれなくなったとき

(9)販売方法や取扱商品等その他業務運営に関する事項について行政当局による注意または勧告を受けたとき

(10)販売方法や取扱商品等その他業務運営に関する事項が公序良俗に反するとき

(11)本契約を継続することが不適当であると甲が判断したとき

(12)決済サービス加盟店契約が決済サービス提供者または決済サービス代理人によって一つでも解除されたとき

(13)決済サービス加盟店契約に定める解除事由に該当したとき

(14)本項各号のいずれかに準ずる事由があると甲が判断したとき

2.前項に基づく解除は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

3.第1項に基づき本契約が解除された場合、乙が甲に対して負担する一切の債務について、乙は、期限の利益を失い、直ちに当該債務を弁済しなければならない。

第40条(契約終了)

1.甲は、天災地変等の不可抗力または営業上のやむを得ない事由により、決済サービスの全部もしくは一部の利用を終了し、本サービスを全面的に終了することができるものとする。この場合、甲は、あらかじめ、甲所定の方法により乙に通知または公表することとする。ただし、緊急の場合等、あらかじめ通知または公表することができない場合には、事前の通知または公表を要しない。

2.前項の場合、本契約および乙が決済サービスに関して決済サービス提供者と締結する契約も全て終了するものとする。かかる終了により乙に不利益または損害が生じた場合でも、甲はその責任を負わないものとする。

第41条(契約終了に伴う措置)

1.本契約が終了した場合、乙は、直ちに本サービスを利用した取扱商品等の販売、提供および取引の誘引行為を中止するものとする。

2.契約の終了以前に乙が顧客から取扱商品等の注文を受けた取引については、本契約の終了後においても本規約および決済サービス特約の規定に従って処理されるものとする。

3.本契約の終了にあたって、甲は、乙に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他乙に生じた損害について一切責任を負わないものとする。

第42条(損害賠償責任)

1.乙は、本契約に違反することにより、または本サービスの取扱いに関連して、甲に損害を与えた場合は、当該損害を賠償する責任を負うものとする。

2.乙は、本契約に違反することにより、または本サービスの取扱いに関連して、第三者との間で紛争が生じた場合には、すべて乙の責任のもとにこれを解決するものとする。

第43条(反社会的勢力の排除等)

1.乙は、甲に対し、自己ならびに自己の役員および従業員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下、これらを総称して「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、

および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 乙は、甲に対し、自らまたは第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わせないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. 甲は、乙が前各項の確約に反し、または反していると合理的に疑われる場合、催告その他何等の手續を要することなく、本契約を将来に向けて解約することができる。なお、甲はかかる合理的な疑いの内容および根拠に関し、乙に対して何等説明し、または開示する義務を負わないものとし、本契約の解約に起因し、または関連して乙に損害が生じた場合であっても、何ら責任を負うものではない。

4. 前項に基づき本契約が解約された場合、乙が甲に対して負担する一切の債務(もしあれば)について、乙は、期限の利益を失い、直ちに当該債務を弁済しなければならない。また、当該解約に起因して、甲に損害が生じた場合には、乙は、これを賠償する義務を負う。

第 44 条(無催告解除・解約)

1. 甲は、乙が以下のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしに本契約を解除するとともに、直ちに乙の出店ページおよびサーバから削除することができる。

- (1) 乙が反復して本規約等に違反する行為をした場合であって、当該行為により本サービス運営に支障を生ずるおそれがあると認められるとき
- (2) 法令等により、解除をおこなう場合であって、速やかに解除をおこなう必要があると認められるとき
- (3) サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第 2 条に規定するサイバーセキュリティをいう。第 28 条 1 項 3 号において同じ。)を確保するためまたは詐欺その他不正な手段を用いた侵害行為もしくは公の秩序もしくは善良の風俗に反することが明らかな行為に対応するため、速やかに解除をおこなう必要があると認められるとき
- (4) 前各号のほか、特定デジタルプラットフォームの透明性および公正性の向上に関する法律およびその関連法令その他の法令に基づき事前予告を要しない場合

2. 第 39 条 3 項規定は、前項により甲が本契約を解除した場合に準用する。

第 45 条(準拠法、合意管轄裁判所)

本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、甲と乙との間で訴訟の必要を生じた場合は、訴額の如何にかかわらず、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 46 条（規約の変更）

1. 甲は、必要と認めたときに、15 日以上前に乙へ予告することにより、本規約等内容を変更することができる。ただし以下各号の事由に該当する場合、甲は乙へ予告なく本規約等の内容を変更することができる。

(1) 内容の変更が極めて軽微なとき

(2) 法令等により内容の変更をおこなう場合であって、速やかに変更をおこなう必要があると認められるとき

(3) サイバーセキュリティを確保するため又は詐欺その他不正な手段を用いた侵害行為もしくは公の秩序もしくは善良の風俗に反することが明らかな行為に対応するため、速やかに変更をおこなう必要があると認められるとき

(4) 前各号のほか、特定デジタルプラットフォームの透明性および公正性の向上に関する法律およびその関連法令その他の法令に基づき事前予告を要しない場合

2. 本規約または本規約に付随する規約の変更については、甲が変更を通知（甲のサーバ内で乙が ID およびパスワードでアクセスできる部分に掲示した場合を含む）した後において、乙が出店を継続した場合には、乙は新しい規約を承認したものとみなし、変更後の規約を適用する。

【料金体系の説明】

本サービスにおける料金体系については以下の通りとする。

1. 用語の定義

ア 「基本出店料」とは、乙が甲に支払う月額固定費をいう。

出店者審査を終え、甲より管理画面の ID・仮パスワードを発行した翌日から発生するものとする。

月間売上高より相殺にて甲に支払うものとし、売上が基本出店料に満たない場合は甲より請求する。

イ 「販売手数料」とは、当月 1 日から末日までの基準売上高に 13%（税別）の料率を乗じた金額をいう。

基本出店料同様、月間売上高より相殺にて甲に支払うものとし、売上が基本出店料および販売手数料の合計額に満たない場合は甲より請求するものとする。

ウ 「月間売上高」とは当月 1 日から末日までの商品代金・配送料及びオプション（ラッピング等）を全て合計した金額をいう。

エ 「基準売上高」とは、月間売上高より配送料及びオプション（ラッピング等）を除いた商品代金をいう。

オ 「サービスクーポン」とは、甲または甲が指定する第三者が発行するクーポンであって、本サービスにおいて使用することができるもののうち、次号に定めるクーポンを除いたものをいう。

カ 「ショップクーポン」とは、乙が甲所定の方法により会員に対し発行するクーポンであって、乙が本サービスで運営する店舗において使用することができるものをいう。

2. 料金プラン

項目	金額
基本出店料	3,000 円（税別）／月

販売手数料	月間売上高の 13% (税別)
-------	-----------------

3. 支払方法・スケジュール

下記は全て税別表記

【事例 1】月間売上高が 100,000 円／配送料・オプション（ラッピング等）が 30,000 円の場合

●算出方法

①基本出店料：3,000 円

②販売手数料：(100,000 円-30,000 円) × 13% = 9,100 円

③乙への振込金額：100,000 円 - (①+②) = 87,900 円

※基本出店料および販売手数料は、当月 1 日から末日までの月間売上高より相殺し、翌月 15 日に銀行振込により入金する。その際の振込手数料は甲負担とする。

【事例 2】月間売上高が 3,000 円／配送料・オプション（ラッピング等）が 800 円の場合

●算出方法

①基本出店料：3,000 円

②販売手数料：(3,000 円-800 円) × 13% = 286 円

③乙への振込金額：3,000 円 - (①+②) = -390 円

※月間売上高が基本出店料および販売手数料の合計額に達しない場合は、甲より不足額を請求し、乙は翌月末日までに銀行振込により入金する。その際の振込手数料は乙負担とする。

【事例 3】商品代金が 10,000 円で、サービスクーポン 1,000 円が使用された場合

※顧客は 9,000 円の決済を行っている

●算出方法

①基本出店料：3,000 円

②販売手数料：10,000 円 × 13% = 1,300 円

③乙への振込金額：9,000 円 - (①+②) + 1,000 円 = 5,700 円

※サービスクーポン利用額を甲から乙へ相殺にて返還するものとする。

【事例 4】商品代金が 10,000 円で、ショップクーポン 1,000 円が使用された場合

※利用者は 9,000 円の決済を行っている

●算出方法

①基本出店料：3,000 円

②販売手数料：10,000 円 × 13% = 1,300 円

③乙への振込金額：10,000 円 - (①+②) - 1,000 円 = 4,700 円

※ショップクーポン利用額は乙の負担となる。

以上

2025 年 3 月 1 日制定

2 章 決済について

第 1 条(総則)

本規約は、甲が提供する本サービスに関し、乙および甲との間の本契約を定めることにより、モールにおける決済の効率的な運用を図り、もって乙および顧客の利便性を高めるとともに、取引の更なる活性化を目指すことを目的とする。

第 2 条(決済サービス加盟店契約の締結代理)

1. 決済サービス加盟店特約について、甲が、乙を代理または代表する決済サービス代理人として、決済サービス提供者との間で決済サービス加盟店契約を締結することにより、乙および決済サービス提供者の間で決済サービス加盟店契約と同内容の契約関係が成立し、または決済サービス代理人を代表とする子加盟店に対して決済サービス契約の各条項が乙に適用されるものとする。この場合、乙は、加盟店代理事項について、決済サービス代理人が加盟店を代理することおよび加盟店代理事項を行うために必要な権限を決済サービス代理人に対して付与するものとする。

2. 乙は、決済サービス加盟店契約の成立または適用に先立って、決済サービス提供者または決済サービス代理人による加盟店審査が行われること、当該審査の検討過程が乙に明らかにされないことならびに当該審査の結果、決済サービス加盟店契約の締結ができない場合があることをあらかじめ了承する。なお、決済サービス加盟店契約が締結できない場合でも、甲、決済サービス提供者、決済サービス代理人および事務代行者は、乙に対して一切責任を負わないものとする。

3. 決済サービス加盟店契約が終了した場合には、それに伴い本サービスの全部または一部が終了するものとする。この場合、決済サービス加盟店契約終了の理由の如何を問わず、甲、決済サービス提供者、決済サービス代理人および事務代行者は、乙に対して何らの責任も負わないものとする。

4. 乙は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合は、決済サービス提供者または決済サービス代理人が、甲、他の決済サービス提供者、決済サービス代理人および事務代行者ならびに乙に何ら通知、催告することなく、決済サービス加盟店契約を解除または当該乙による本サービスの全部または一部の利用を停止または制限することができることをあらかじめ承諾する。

(1) 決済サービス加盟店契約の規定に違反した場合

(2) 決済サービス加盟店契約に定める解除事由に該当した場合

(3) 信用状態に重大な変化(不渡、銀行取引停止処分、破産等を含むが、これらに限られない。)が生じたと甲、決済サービス提供者または決済サービス代理人が判断した場合

(4) その他、甲、決済サービス提供者または決済サービス代理人が、決済サービス加盟店契約を継続することが不適当であると認めた場合

5. 乙は、乙が本規約および決済サービス特約の各条項に違反した場合には、決済サービス加盟店契約の違反をも構成し、同契約に従い責任を負う場合があることおよび決済サービス提供者または決済サービス代理人が決済サービス加盟店契約に基づき乙に対して権利行使を行う場合があることをあらかじめ承諾する。

第 3 条(決済サービス加盟店契約の事務代行)

1. 決済サービス加盟店特約記載の決済サービスについては甲が、事務代行者として、加盟店代理事項のうち以

下の各号に掲げる事務を、加盟店に代理して行うものとする。この場合、乙は、以下の各号に掲げる事務を行うために必要な権限(決済金の代理受領権限の付与を含むがこれに限られない。)を事務代行者に対して付与するものとする。

(1) 決済サービス提供者または決済サービス代理人からの決済金の代理受領

(2) 加盟店代理事項②から⑥について、決済サービス提供者および決済サービス代理人と乙との間で生じる事務

第 4 条(契約関係)

1. 乙は、1 章第 2 条に基づき加盟店になろうとする者が本サービスを申し込み、甲がこれを承諾した場合には、(a)加盟店、甲、決済サービス提供者、決済サービス代理人および事務代行者との間で本規約および決済サービス加盟店特約に定める契約関係が成立すること、ならびに

(b)決済サービス提供者、決済サービス代理人および事務代行者の間の決済サービスに関する契約、決済サービス加盟店契約ならびに本契約に従い、決済サービスを取り扱うことを承諾する。

2. 乙は、(a)本契約に定める内容が決済サービス加盟店契約の内容と矛盾、抵触する場合には、本契約の内容が決済サービス加盟店契約のそれに優先すること、および

(b)決済サービス加盟店契約に基づく決済に関する事項で本契約に定めのない事項については、決済サービス加盟店契約の定めるところに従うことを承諾する。

第 5 条(加盟店管理等)

1. 乙は、乙が法令、本契約、決済サービス加盟店契約および利用規約等を遵守し、適切に業務を行っているかについて、甲、決済サービス提供者または決済サービス代理人から調査の要請を受けた場合には、乙の法令および契約遵守状況その他乙として適切か否かの調査を受けるものとし、甲、決済サービス提供者または決済サービス代理人の求めに応じて本契約に基づく業務に関する資料(販売・勧誘マニュアル・パンフレット、広告、契約書面等を含むがこれらに限られない。)を提供するなど、必要な調査に協力しなければならない。甲および決済サービス提供者は、本項に基づく調査において、必要に応じて乙の事業所内に立ち入り、乙による本契約等の遵守状況を確認することができるものとする。

2. 甲は、前項に基づく調査の結果、乙が不適切であると判断した場合には、当該乙に対して是正を求め、1 章第 34 条または第 38 条に基づき、本サービスの全部もしくは一部の利用停止、または本契約の解除等必要な措置を取ることができるものとする。

3. 前項のほか、決済サービス提供者または決済サービス代理人からの要請があった場合には、甲は乙に対し、業務の是正を求め、第 34 条または第 38 条に基づき、本サービスの全部もしくは一部の利用停止、または本契約の解除等必要な措置を取ることができるものとする。

4. 前 2 項に基づいて甲が必要な措置を行う場合、乙は、甲の指示に従うものとする。

5. 乙は、各決済サービスに関連して、決済サービス提供者に損害を与えた場合には、決済サービス代理人と連帯して(決済サービス代理人が存在しない場合または決済サービス加盟店契約に基づき決済サービス代理人が責任を負わない場合には乙が単独で)当該損害の賠償について責任を負う。なお、決済サービス代理人がかかる連帯債務を履行した場合には、乙は、決済サービス提供者に支払った金額ならびにこれに関連して決済サービス代理人が負担した一切の損害および費用(弁護士費用を含む。)を、決済サービス代理人に対して補償する。

決済サービス特約(クレジットカード決済特約)

第 1 条(定義)

本特約において、以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1)「カード会社」とは、決済サービス提供者のうち、別表 1 記載のクレジットカード会社をいう。
- (2)「カード対象取引」とは、クレジットカード決済の対象となる対象取引をいう。
- (3)「クレジットカード」とは、カード会社またはその提携会社が発行するカード会社所定のクレジットカードであって、別表 1 記載のものをいう。
- (4)「クレジットカード決済」とは、決済サービスのうち、カード会社が提供するクレジットカードによる決済方法をいう。

第 2 条(乙の義務等の特則)

- 1.乙は、顧客が取扱店舗において乙と取引を行うにあたり、クレジットカード決済に利用することができるクレジットカードの種類を全て表示しなければならない。
- 2.乙は、クレジットカードを利用する顧客が選択することができる支払区分が別表 2 のとおりであり、別表記載の支払区分以外の支払区分を利用することができないことを、あらかじめ承諾する。ただし、甲およびカード会社が別表 2 記載の支払区分以外の支払区分の利用を認めた場合には、顧客は、当該支払区分を利用することができるものとし、乙は、かかる利用を承諾する。
- 3.前項の規定にかかわらず、乙は、甲が別途定めるガイドライン等にて指定するカード対象取引(以下、「指定取引」といいます。)については、分割払い、リボルビング払いおよびボーナス一括払いの支払区分を利用することができないものとし、顧客が指定取引に関してクレジットカードの分割払い、リボルビング払いおよびボーナス一括払いの利用を希望した場合には、これを拒絶しなければならない。

第 3 条(決済手続実行の依頼等の特則)

- 1.1 章第 17 条の規定にかかわらず、クレジットカード決済における決済手続の実行は、次項以下の定めに従って行われるものとし、次項および第 3 項に基づきカード会社の売上承認が得られたことをもって、決済手続が完了したものとする。
- 2.甲は、乙が 1 章第 19 条に基づきカード対象取引の注文確認を行った場合には、甲が別途定める方法により、乙を代理して、カード会社に対して当該カード対象取引に係る売上承認(クレジットカードの売上承認その他当該クレジットカードの有効性確認等を含む。以下「売上承認」という。)の依頼を行うものとする。
- 3.乙は、前項に基づく売上承認が取得できなかった場合には、当該対象取引が当然に解除または不成立となることをあらかじめ承諾するものとする。乙は、当該解除または不成立となった対象取引について一切の責任を負い、甲、決済サービス提供者、決済サービス代理人または事務代行者に対してその支払いを求めることはできないものとする。

第 4 条(売上代金債権の譲渡または立替払)

- 1.乙は、決済サービス加盟店契約に定める期間内に、カード会社への売上情報が到達した取引について、同契約に基づき乙からカード会社に対して、乙が顧客に対して有するカード対象取引に係る売上代金債権が同額で

譲渡され、またはカード会社が当該売上代金債権を乙に対して立替払いすることを承諾する。

2.乙は、前項に基づきカード会社から支払われる売上代金債権の譲渡代金または立替金が決済金として取り扱われることおよび当該決済金の引渡しは、基本規約の定めに従って処理されることを承諾する。

第 5 条(決済サービスの変更の特則)

乙は、本特約第 3 条に基づきクレジットカード決済における決済手続が完了した場合であっても、決済サービス加盟店契約、利用規約等その他カード会社が定める取決めに従って当該カード対象取引に係る売上承認が取り消されたときには、顧客が当該クレジットカード以外の決済手段(他のクレジットカード)を選択の上変更できることを、あらかじめ承諾するものとする。この場合、新たに選択された決済サービスについて、基本規約および決済サービス特約に従って決済手続が実行される。

第 6 条(決済金引渡義務の免責に関する特則)

1.甲は、1 章第 23 条第 1 項に定める支払免責事由に加え、本特約第 4 条第 1 項に定めるカード会社への売上情報の到達または、債権譲渡もしくは立替払の時点が、対象取引の取扱商品等の発送日から 30 日以上経過後となった場合(以下、同事由と支払免責事由と併せて「カード支払免責事由」という。)には、乙に対して決済金を引き渡す義務を負わないものとする。また、甲が乙に対して既に決済金を支払っている場合には、甲は、乙に対し、その返還を求めることができる。

2.乙は、カード支払免責事由に該当するカード対象取引について、本特約第 4 条第 1 項に基づく債権譲渡(または立替払い)が乙からカード会社に対して行われた場合には、決済サービス加盟店契約に基づき、カード会社が当該債権譲渡(または立替払い)を取り消し、または乙への決済金の支払を留保することができることを異議なく承諾する。また、カード会社が乙に対して決済金を支払っている場合には、カード会社は、乙に対し、その返還を求めることができ、乙は、基本規約第 23 条第 3 項に従って決済金の返還を行うものとする。なお、乙は、カード会社が本項に基づき決済金の引渡しを留保する場合であっても、乙に対し遅延損害金等を支払う義務を負わないことを異議なく承諾する。

3.乙は、前項に基づき、カード会社が本特約第 4 条第 1 項に基づく債権譲渡(または立替払い)を取り消した場合、または支払を留保した場合には、甲が乙に対して当該取消または支払留保の対象となったカード対象取引に係る決済金の引渡しについて何らの義務も負わないことをあらかじめ承諾する。

第 7 条(支払停止の抗弁)

1.顧客が乙との間の取引について、割賦販売法に定める支払停止の抗弁をクレジットカード会社に申し出た場合、乙は、直ちにその抗弁事由の解消に努めるものとする。

2.前項に該当する場合、本特約第 4 条第 1 項に定める債権譲渡(または立替払い)が一旦、留保または取り消されるものとし、甲および乙は、当該取消の対象となったカード対象取引に係る決済金の支払いに関して、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 当該決済金が乙に対して支払われる前の場合は、甲は、当該決済金の引渡しを拒絶または留保することができる。

(2) 当該決済金が乙に対して支払われた後の場合は、乙は、カード会社または甲の請求に応じて所定の方法により、当該決済金を返還するものとする。

(3) 顧客からの抗弁が消滅した場合は、甲は、乙に対して当該決済金の引渡しを行うものとする。

第 8 条(チャージバック補償)

1. 甲が顧客の利用料金に対して決済サービス提供者より債権の買戻し請求を受けた場合は、甲は乙に対して利用料金に加えて事務手数料として利用料金に対して5% を請求するものとし、乙はこの支払いに応じるものとします。

2. 前項の支払いについて乙が支払いに応じなかった場合は、本サービスの出店登録を抹消するものとします。

第 9 条(商品等の所有権に関する特則)

1. カード対象取引の目的物である取扱商品等の所有権は、基本規約に基づき甲がカード会社から決済金を受領したときに、カード会社に移転する。

2. 前 2 条に基づき本特約第 4 条第 1 項に定める債権譲渡(または立替払い)が取り消された場合、当該取消の対象となったカード対象取引の目的物である取扱商品等の所有権は、決済金の支払が未了の場合は直ちに、既に支払済みの場合にはカード会社に返還されたときに、乙に戻るものとする。

3. 乙は、カード対象取引の目的物である取扱商品等の所有権が乙に帰属する場合であっても、必要があるとカード会社が判断したときは、カード会社が乙に代わって取扱商品等の回収を行う場合があることを承諾する。

第 10 条(カード情報の管理に関する特則)

1. 乙は、顧客のクレジットカード番号、有効期限等のクレジットカードに関する情報およびトークン番号を乙が保持する場合、割賦販売法その他関連する法令等に従い、これらに関するすべての情報(以下「カード情報」という。)およびシステムを第三者に閲覧、漏洩、改ざん、破壊(以下「漏洩等」という。)されないための措置(委託先に関する措置も含む。)をあらかじめ講じなければならず、かつ、そのような事態が生じないようカード情報に類する重要な情報を取り扱う者に通常要求される注意義務に従いカード情報を取り扱わなければならない。

2. 乙は、カード情報が漏洩等した場合、直ちに、甲に対し、漏洩等の事実の有無および内容を報告するものとする。

3. 乙は、前項の場合、漏洩等が発生した原因を詳細に調査し、有効かつ十分な再発防止策をとるものとする。甲は、当該再発防止策が不十分であると認めた場合、乙に対し、当該再発防止策の改善の要求その他必要な措置および指導を行えるものとし、乙はこれに従うものとする。

4. 乙が保持するカード情報の漏洩等により、顧客その他の第三者との間で紛争が生じた場合には、乙は、その責任と負担において当該紛争を解決するものとし、甲およびカード会社に対して一切迷惑をかけないものとする。

第 11 条(乙等に関する情報の取得および利用等の特則)

1. 乙ならびに乙が法人の場合における代表者(以下「乙等」という。)は、加盟店審査、乙管理および取引継続に係る審査、甲が運営するモールへの出店審査、甲が提供するサービスへの参加に関する審査および当該サービス内容の案内、本サービスに関する業務のために、加盟店等に係る以下の各号に掲げる情報(以下、乙情報と合わせて「クレジットカード乙情報」という。)を甲が取得、保有および利用すること、また、当該目的のために甲がクレジットカード加盟店情報を加盟店等が取り扱うカード会社に提供することを同意する。

(1) 加盟店等のクレジットカード決済の取扱い状況

(2) 加盟店等のクレジットカード決済の利用履歴

(3) 割賦販売法に基づく調査が行われた事実および内容(割賦販売法に基づき同法施行規則第 60 条第 2 号イまたは同 3 号の規定による調査を行った事実および内容を含む。)

第 12 条(加盟店情報交換センターへの登録および共同利用)

1. 加盟店等は、クレジットカード乙情報の全部または一部が、以下の加盟店情報交換センター(以下、「加盟店情報センター」といいます。)に登録されることならびに加盟店情報センターに登録された情報(既に登録されている情報を含む。)が加盟店審査および本契約締結後の管理のため、当該センターに加盟する者に提供され、利用されることに同意する。

(名称)一般社団法人日本クレジット協会加盟店情報交換センター

(所在地)東京都中央区日本橋小網町 14-1 住友生命日本橋小網町ビル 6 階

(電話)03-5643-0011

2. 甲は、前項に定める加盟店情報センターに追加変更があった場合には、当該内容を加盟店等に通知するものとし、当該通知により、通知内容が前項における加盟店情報センターとして追加変更されるものとする。

3. 乙等は、加盟店情報センターに登録されている加盟店等に関する情報を、甲および決済サービス提供者が加盟店審査および加盟店管理のために利用することについて同意する。

4. 乙等は、加盟店情報センターに登録された情報が、以下に定める共同利用の目的、共同利用の範囲内で当該センターに加盟する者によって共同利用されることに同意するものとする。

(共同利用の目的)

割賦販売法第 35 条の 20 および第 35 条の 21 に基づきクレジットカード取引の健全な発展と消費者保護を目的として行われる乙情報センターに加盟する者による乙審査および乙管理に利用するため

(共同利用される情報の範囲)

① 乙に係る苦情処理のために必要な調査の事実および事由

② 顧客等の保護に欠ける行為をしたことを理由として本契約を解除した事実および事由

③ 顧客等の保護に欠ける行為に該当し、加盟店情報センターに加盟する者および顧客に不当な損害を与える行為に関する客観的事実に関する情報

④ 顧客(契約済みのものに限らない。)から加盟店情報センターに加盟する者に申出のあった内容および当該内容のうち、顧客等の保護に欠ける行為および当該行為と疑われる情報

⑤ 行政機関が公表した事実とその内容(特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等)について、加盟店情報センターが収集した情報

⑥ 上記の他顧客等の保護に欠ける行為に関する情報

⑦ 前記各号に係る加盟店等の氏名、住所、電話番号および生年月日(法人の場合は、名称、住所、電話番号ならびに代表者の氏名および生年月日)

(共同顧客の範囲)

加盟店情報センターを利用している社団法人日本クレジット協会会員各社でありかつ加盟店情報センター会員会社

(会員会社は、<http://www.j-credit.or.jp/>に掲載)

(共同利用責任者)

一般社団法人日本クレジット協会加盟店情報交換センター

東京都中央区日本橋小網町 14-1 住友生命日本橋小網町ビル 6 階

03-5643-0011

5.加盟店等は、本契約および本契約に関する契約が不成立となった場合および終了した場合であっても、本契約および本契約に関する契約の申込みをした事実、内容その他必要な範囲で、クレジットカード加盟店情報を甲および決済サービス提供者が利用することおよび加盟店情報センターに一定期間登録され、当該センターに加盟する者が利用することに同意する。

別表 1 (取扱可能なクレジットカードの種類)

カード会社	ブランド名
三菱 UFJ ニコス株式会社	Visa/Master Card
株式会社 JCB	JCB/AMEX/Diners/DISCOVER

別表 2 (カードブランド支払区分)

カードブランド名	支払区分
Visa/Master Card JCB/AMEX/Diners/DISCOVER	一括支払い

以上

2025 年 3 月 1 日制定

3. クーポン利用規約

第 1 条(総則)

- 1.本規約は、大和リース株式会社(以下、「甲」といいます。)と、甲がインターネット上で運営する本サービス(以下、「本サービス」といいます。)の出店者(以下、「乙」といいます。)との間で、クーポンに関連するサービス(以下、「本サービス」といいます。)の提供及び利用に関し定めるものである。
- 2.本規約は乙に適用される本サービス出店規約(以下、「出店規約」といいます。)の一部となるものであり、本規約に定めのない事項については出店規約が適用される。また、出店規約において定義された用語は本規約においても同じ意味を有する。

第 2 条(クーポン)

本規約において、以下の用語は以下の意味を有するものとする。

- 1.クーポンとは、甲が本サービスの会員登録をしたユーザー(以下、「会員」といいます。)、乙及び甲が指定するものに対して提供するサービスであり、その内容は甲が本規約、クーポン利用規約(会員向け)等により定める。
- 2.本サービスにおいて会員に提供されるクーポン(以下、「クーポン」といいます。)は、以下の各号に定める2種類とする。
 - (1)「サービスクーポン」とは、甲または甲が指定する第三者が発行するクーポンであって、本サービスにおいて使用することができるもののうち、次号に定めるクーポンを除いたものをいう。
 - (2)「ショッピングクーポン」とは、乙が甲所定の方法により会員に対し発行するクーポンまたは第6条に定める対価が甲から乙に対して支払われないことを別途定めた乙が発行するクーポンであって、乙が本サービスで運営する店舗(以下、「乙店舗」といいます。)において使用することができるものをいう。

第 3 条(サービスクーポンの発行)

- 1.甲及び甲が指定する第三者は、自己の判断により、指定ウェブサイトにおけるプロモーションのため、会員に対してサービスクーポンを発行することができるものとし、乙はこれを承諾する。
- 2.サービスクーポンの種類、内容、利用対象、有効期限、その他の詳細については、甲が任意に定めることができるものとする。
- 3.サービスクーポンは、原則として全ての乙店舗を利用対象とする。ただし、乙にやむを得ない事由があり、甲が認めた場合にはこの限りでは無い。

第 4 条(ショッピングクーポンの発行)

- 1.乙は、甲所定の方法により、会員に対してショッピングクーポンを発行することができる。
- 2.乙が発行することができるショッピングクーポンの種類、内容、利用対象、有効期限、その他の詳細については、別途甲の定めるルール、ガイドライン等(以下、「ガイドライン等」といいます。)に従う。
- 3.乙は、ショッピングクーポンの発行において、甲が認める範囲内で、当該ショッピングクーポンの付与条件、会員がクーポンによって受けることができるサービスの内容、クーポンの有効期間、利用条件、その他の諸条件等を定めることができる。なお、乙が定めることができる条件の内容、範囲、その他の詳細については、ガイドライン等の定める

ところによる。

4.甲は、ガイドライン等を任意に変更することができるものとし、乙はショップクーポンの発行の都度、ガイドライン等の内容を確認するものとする。なお、本サービスの取引条件の変更にあたっては、出店規約第 27 条の規定を適用する。

5.甲は、自己の判断により必要に応じて乙によるショップクーポンの発行を制限し、または乙が発行したショップクーポンの削除・取消し、その他の措置を取ることができる。

6.乙は、ショップクーポンの発行にあたり、不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引に関する法律、その他適用のある法令を遵守しなければならない。

第 5 条(会員によるクーポンの利用)

1.会員は、甲の指定する方法により乙店舗で買い物をするに際し、保有するクーポンの利用条件を満たした場合には、乙店舗での支払いにおいて当該クーポンを利用することができるものとし、乙はこれを受付ける。

2.前項のクーポンの利用対象は、商品代金のみとする。

3.第 1 項のクーポンの利用対象となる取引(以下、「利用対象取引」といいます。)は、乙店舗における通常購入とし、クーポンごとに定められる内容及び利用条件等による。

4.甲は、自己の判断により前 2 項に定める利用対象及び利用対象取引を制限または追加することができる。

5.乙は、会員がクーポンを利用した取引について、当該クーポンに定められた決済に充当すべき金額(以下、「クーポン金額」といいます。)を控除した金額を会員に対して請求する。

6.乙は、会員が甲所定の方法により注文を完了した後にクーポンの利用を申し出た場合、これを受付けてはならない。

7.甲が会員の保有するクーポンを取り消した場合で、乙に対し、当該クーポンを利用した取引をしないことを求めた場合には、乙は、当該取引の実行を停止または留保する。

第 6 条(対価)

1.甲は、乙店舗で会員がサービスクーポンを利用した場合、サービスクーポンによるプロモーションへの協力としての値引対応の対価(以下、「対価」といいます。)として当該サービスクーポンの利用額(消費税を含むものとし、以下、「クーポン利用額」といいます。)を、乙に対して支払う。

2.前項の支払いの対象となる乙店舗におけるクーポン利用額(以下、「クーポン利用確定額」といいます。)の算出方法は、本利用規約 1 章末尾の料金体系の説明を準用する。

3.クーポン利用確定額は、本利用規約 1 章第 18 条に定める利用対象取引の発送完了報告をもって確定するものとする。

第 7 条(クーポン利用の取り消し、変更等)

1.乙は、利用対象取引の当月末日までの間に会員からの申し出などにより利用対象取引にかかるクーポンの利用の全部または一部の取消があった場合には、取引自体をキャンセルするものとする。

第 8 条(対価の支払い)

1.第 6 条に定めるクーポン利用確定額にかかる対価の支払いに関しては、本利用規約 1 章末尾の料金体系

の説明を準用する

2.甲は、クーポンの利用について会員から異議があった場合には、問題が解決するまで、当該利用対象取引について、乙に対する対価の支払いを保留することができる。この場合で、甲が既に当該クーポンの対価を支払っているときは、乙は甲に対し直ちにこれを返還する。

第9条(禁止事項及び確認事項)

1.乙は、本サービスの利用にあたり、以下の各号に定める事項を行ってはならない。

(1)会員からクーポンを買い取ること

(2)会員に対してクーポンを販売することまたはクーポンの付与に対し会員から対価を得ること

(3)甲がガイドライン等において禁止事項として定める事項

2.乙は、本サービスの利用にあたり、以下の各号に定める事項をあらかじめ確認し、遵守する。

(1)本サービスの利用にあたり、自己のシステム等の変更の必要が生じた場合、自己の費用をもってこれに対応すること

(2)自己の発行したショップクーポンに関して会員から問い合わせ、請求等があった場合は、乙の責任で速やかに対応して解決し、甲に一切の迷惑をかけないこと。万一、甲に損害等(弁護士費用を含む。)が発生した場合には、乙がこれを補償する。

(3)ショップクーポンの発行にあたっては、入力に誤りのないよう留意し、必要事項の登録等を正確に行うこと

(4)ガイドライン等の内容を確認し、これに従うこと

第10条(差別的取り扱いの禁止等)

1.乙は、会員に対し、乙店舗における利用対象取引について、クーポンの利用を拒否したり、他の支払方法への変更を要求したり、他の支払方法と異なる価格その他の条件を適用したり、利用金額に甲が定める以外の制限を設けるなど、クーポンを利用する会員に不利となる差別的取り扱いをしてはならない。

2.乙は、本件サービスと類似のサービスを自ら自己の顧客に対して提供しているときは、当該顧客が混同または誤解をしないよう、十分な表示及び説明を行う。

以上

2025年3月1日制定

4. 例外リンク規約

本規約は、大和リース株式会社(以下、「甲」といいます。)がインターネット上で運営する本サービス(以下、「本サービス」といいます。)の出店者(以下、「乙」といいます。)が本サービス外部への例外リンク申請を行い、甲の許可を得て本サービス外部へリンクを張るにあたり、乙が遵守しなければならない事項につき定めるものである。

第 1 条(外部リンクの原則禁止)

本出店規約 1 章第 33 条 1 項 7 号の趣旨から、乙は、次条により甲が許可したサイトを除き、乙の出店ページ、その他乙が出店ページを宣伝する媒体(以下、「出店ページ等」といいます。)において、本サービス以外のサイト(以下、「外部サイト」といいます。)へのリンクを貼ってはならない。

第 2 条(外部リンク申請・許可)

甲は、乙から甲所定の方法により申請のあった外部サイト(以下、「申請サイト」といいます。)につき、別途甲が定める「出店者ガイドラインⅢ運用についての 8 に記載の外部リンク例外基準(以下、「リンク基準」といいます。)に合致しているか否かを審査し、合致していると判断した場合には、当該申請サイトへのリンクを許可する。この手続きにより許可されたサイト(以下、「許可サイト」といいます。)は「例外申請許可一覧」(以下、「許可一覧」といいます。)に掲載される。乙は、次条以下に定めるところに従い、自ら申請し許可を得たサイトのほか、許可一覧に掲載されている許可サイトへリンクを張ることができる。

第 3 条(許可サイト管理者への事前連絡)

乙は、許可サイトへリンクを貼る場合、事前に当該サイト管理者からリンクを貼ることについての許可を得なければならない。

第 4 条(許可済みサイトへのリンク)

乙は、許可サイトへリンクを貼る場合の URL を事前に甲に申請し許可を得なければならない。

第 5 条(例外リンクサイトの管理)

乙は、自らが出店ページ等においてリンクを貼る許可サイトがリンク基準に合致しているかどうか、随時チェックを行い、基準外であることが判明した場合、速やかに甲に連絡を行い、リンクを中止しなければならない。また、許可後の変更により、許可サイトがリンク基準に違反するおそれがあるときは、甲にその旨を通知し、その判断を求めるものとする。

第 6 条(許可サイトの停止)

甲は、以下の場合、許可サイトの利用の許可を停止し、その旨を甲所定の方法で告知する。乙は、この告知があったときは、出店ページ等における当該サイトへのリンクをただちに削除しなければならない。

1. 許可サイトが更新され、リンク基準と合致しなくなった場合
2. リンク基準が変更になり、当該サイトが基準外となった場合

第 7 条(免責)

- 1.乙は、外部リンクを貼るにあたっては、本規約のほか、別途甲が定めるガイドラインに従うものとする。
- 2.乙が本規定に違反したことにより、顧客その他の第三者との間で紛争が生じた場合には、すべて乙の責任と負担において解決しなければならない。
- 3.前項の紛争により甲が損害を受けた場合または費用を負担した場合には、乙は甲に対し、当該損害および費用の全額を支払うものとする。

第 8 条(出店規約の準用)

その他本規約で規定されていない事項に関しては、本サービス出店規約に準ずるものとする。

以上
2025 年 3 月 1 日制定

5. 本サービスのウェブサイト外における大和リースロゴマーク使用規約

本規約は、大和リース株式会社(以下、「甲」といいます。)と甲がインターネット上で運営する本サービスモール(以下、「本サービス」といいます。)の出店者(以下、「乙」といいます。)との間における、第 1 条に定めるロゴマークの使用許諾に関し必要な事項を定めるものである。

第 1 条(使用許諾)

甲は、甲が指定する大和リースロゴマーク(商標登録番号第 4752951 号、同第 5014136 号、同第 5092876 号、同第 5176727 号。以下、「ロゴマーク」といいます。)につき、本規約の条項に従い、乙に非独占的通常使用権を許諾する。

第 2 条(使用のための手続)

1. 乙は、本サービスのウェブサイト外でロゴマークを使用することを希望するときは、使用方法、使用期間その他甲所定の事項を甲に届け出た上、甲の事前の承諾を得なければならない。
2. 乙は、前項の届出に際して、ロゴマークを使用する宣伝広告物(以下、「宣伝広告物」といいます。)の完成見本品または原稿、図面等を甲に提供しなければならない。ただし、甲が指定する宣伝広告物において、甲が指定する方法でロゴマークを使用する場合は完成見本品等の提供を要しない。

第 3 条(使用料)

ロゴマークの使用料は無償とする。

第 4 条(使用範囲)

乙は、日本国内において、甲が認めた目的、方法、期間、その他の条件の範囲内でロゴマークを使用することができる。

第 5 条(使用目的)

乙は、本サービスまたは本サービスにおける乙の店舗の販売促進目的でのみロゴマークを使用することができ、それ以外の目的に使用することはできない。

第 6 条(使用条件)

1. 乙は、ロゴマークの使用に際して以下の条件を遵守するものとする。
 - (1) ロゴマークのデザイン(書体、色、背景色、形状、サイズ、縦横比率、本サービスの URL の位置、余白の大きさ等)を変更しない。
 - (2) ロゴマーク使用の際に乙が本サービスの出店者であることを表示する。
 - (3) 乙が販売する商品にロゴマークを添付する、乙の商号、商標よりもロゴマークを大きく表示する、「正規販売店」や「公認」といった表現を用いるなど、乙が提供する商品の店舗の運営者が甲であると第三者に誤解させるような方法では使用しない。

2.乙は、本規約のほか、ロゴマークの使用に関し別途ガイドライン、利用手引、指示等(以下、本規約とあわせて「本規約等」といいます。)を定めた場合はこれらも遵守するものとする。

3.甲は、乙によるロゴマークの使用態様等につき問題があると判断した場合は、ロゴマークの使用中止、使用態様の変更等を指示することができるものとし、乙は当該指示に従うものとする。

第7条(資料の提出)

乙は、甲から要求があったときは、ロゴマークの使用事実および使用態様を証する資料を直ちに甲に提出する。

第8条(再許諾禁止、譲渡禁止)

乙は、第三者に対し、ロゴマークの使用を再許諾してはならない。また、本規約に基づく通常使用権を第三者に譲渡する等の処分行為をおこなってはならない。

第9条(解除等)

1.甲は、乙において次の各号のいずれかに該当したときには、何らの催告も要せず直ちに本契約を解除することができる。なお、この解除は甲の乙に対する損害賠償請求を妨げない。

(1) 本契約等または甲との間で締結した出店契約その他の契約に違反したとき

(2) 本サービス出店規約(以下「出店規約」という)第23条第1項各号に定める事由が生じたとき

(3) 甲、甲のグループ会社または本サービスに損害を及ぼすような態様にてロゴマークを使用したとき

(4) 甲、甲のグループ会社、本サービスまたはロゴマークの信用を著しく低下せしめるような行為をしたとき

(5) その他甲が乙にロゴマークを使用させることが不相当と判断したとき

2.甲は、ロゴマークを変更するなど甲の都合によりロゴマークの使用を中止する必要があるが生じたとき、その他甲が必要と判断したときは、1カ月前までに乙に通知することにより、または通知に代えて甲所定のウェブサイトで公告することにより本契約を解約することができる。

3.甲乙間における出店契約が終了した場合は、本契約も出店契約の終了と同時に終了する。

4.前各項により本契約が終了した場合であっても、乙は甲に対し損害賠償請求その他一切の異議を述べることはできないものとする。

第10条(ロゴマーク使用による責任)

1.乙は、甲、ロゴマークおよび本サービスの信用を高めるよう最大限の努力をおこなう。

2.乙によるロゴマークの使用またはロゴマークを附した乙の宣伝広告物によりまたはこれらに関連してクレーム、紛争その他の不都合が生じたときは、すべて乙の責任と負担において解決するものとし、万一これにより甲または第三者に損害または費用負担(弁護士費用を含む。)が生じた場合には、当該損害を賠償するものとする。

第11条(侵害排除)

乙は、ロゴマークと同一または類似する商標を第三者が使用していることを知った場合は、すみやかに甲に通知し、甲と協力してロゴマークの違法な使用を排除する。

第12条(契約終了後の使用禁止)

乙は、本契約が終了した場合、または甲が定める使用期間が終了した場合には、ロゴマークおよびロゴマークが記載されたすべての宣伝広告物の使用を直ちに中止するとともに、ロゴマークが記載された宣伝広告物を甲の指示に従い廃棄処分しなければならない。なお、乙は廃棄にあたって甲に対し対価または損害賠償等の請求をすることはできないものとする。

第 13 条(出店規約の準用)

本規約に定めのない事項については、出店規約の各条項が適用されるものとする。

第 14 条(取引条件の変更)

本サービスの取引条件の変更にあたっては、出店規約第 27 条の規定を適用する。

以上
2025 年 3 月 1 日制定